

「砺波市公共施設等総合管理計画」(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの概要

- (1) 実施期間 平成28年9月7日(水)から10月7日(金)まで
- (2) ご意見の件数 1件

2 提出されたご意見とそれに対する市の考え方

ご意見の内容	市の考え方
<p>(31 ページ)</p> <p>少子高齢化、人口減で年金暮らし世帯が多くなる中で福祉予算を使う人が増えてもこれらを含めた福祉、教育、文化などの公共施設維持管理に税金を払える人が少なくなる。このままの行政サービスを受けようとするだけで一人当たりの税負担が増えるなら「今後30年間で公共施設縮減率20%を掲げ、財政負担の軽減を計ろう」とすることは<u>基本的には仕方がないと考える。受け入れざるを得ないのかも・・・。</u></p> <p>ただし、行政が引いた分(行政サービスの削減)がそのまま、<u>そんぐりツケが住民へのしわ寄せになるのは避けてほしい。</u>施設統合等により効率的な施設利用が図られ、不便になることはある程度、住民が受忍すべきであろうが、費用負担がそのまま、住民に転嫁されるのは行政の責任の放棄と取られかねない。</p>	<p>人口減少等により引き続き厳しい財政状況が続くことが見込まれる中で、財政負担の軽減及び平準化を図り、将来にわたって持続可能な公共サービスの提供を行うため、本計画を策定するものです。</p> <p>今後、この計画に基づき、具体的に公共施設等の最適化を進めるにあたっては、引き続き安心して利用していただけるよう、市民や関係団体等の皆さんと十分協議してまいります。</p>
<p>(40 ページ)</p> <p>たとえば、地教行法、社会教育法などの法律や市の公民館条例では公民館は市が設置すると規定しているにかかわらず、古くなった施設は地元自治組織等に委譲する。補助要綱で耐震改修、大改築するなら一定の範囲で集会所に補助金を交付するというスタンスに変わっているが<u>公共施設が法令に基づく設置の場合、その整合性をどのように図って</u></p>	<p>法令では、公民館活動を行うための組織の設置については、地方公共団体が行うことになっていることから、本市では市内全地区に公民館を設置していますが、施設の設置については、公民館施設が無い地区がほとんどであり、その場合は、他の施設に公民館を併設しており、引き続き他の施設を有効活用してまいります。</p> <p>また、現在の地区公民館施設(3施設)は、</p>

いくのか？

地区の公民館は市政報告、県政報告、高齢者学級なども含めて市と住民を直接つなぐ重要なパイプ役の施設として、ますます機能向上が求められる一方で「地区間の公平を確保する」という名目で市の支出を抑制した結果、高齢世帯も含めた住民に多大な負担が生じるケースもある。

公民館に限らず、その他の公共施設も含めて、行政が公共施設を20%縮減したあとが、どのような姿になるのかも慎重に描いてみてほしい。

その建設時に国の社会教育施設整備費補助金を活用して建設したものであり、地区集会施設としても活用されています。従いまして、他地区集会施設等との公平性の観点から、地元地縁団体に管理運営していただくことが適当だと考えており、地元との協議を踏まえ譲渡を推進してまいります。

なお、多大な地元負担とならないよう老朽化等による施設の改修については、「地区集会施設整備事業補助制度」や「地区公民館分館及び社会教育活動施設建設補助制度」により支援を行うこととしており、ご理解願います。

また、計画では、今後30年の間に公共施設保有量を20%縮減することを目標として掲げておりますが、将来どのような姿になるかにつきましては、個別施設ごとに市民や関係団体等の皆さんと協議してまいります。